

公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱について

平成 26 年 3 月 26 日

25 葛総契第 908 号総務部長決裁

平成 30 年 4 月 26 日 30 葛総契第 74 号

令和 5 年 3 月 17 日 4 葛総契第 863 号

第一 債権譲渡の承諾に係る方針

1 目的

葛飾区（以下「区」という。）が発注する工事の施工を請け負う中小企業者等における資金調達の円滑化を図るため、請負者が保有する工事請負代金債権（以下「債権」という。）を債権譲受人に譲渡することに関し、工事請負契約約款に基づき承諾する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

区が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 工事請負金額が1,000万円以上、又は契約変更により工事請負金額が1,000万円以上となった建設工事で、かつ競争入札に付し請負者が決定された案件であること。
- (2) 葛飾区契約事務規則（昭和39年葛飾区規則第7号）第51条の規定に基づく前金払、同規則第51条の2の規定に基づく中間前金払、同規則第52条の規定に基づく部分払が行われている場合は、工事の進捗状況が前金払、中間前金払及び部分払相当割合を概ね超えていること。
- (3) 債権の譲渡申請時点において、対象工事の履行期限が2週間以上あること。
- (4) 工事請負契約書に債権の譲渡を禁止する旨の定めがなく、債権の譲渡を認めることが適当であること。

3 譲渡対象債権

譲渡対象となる債権は、当該対象工事が完成した場合における工事請負契約約款に基づく債権とし、その範囲は、工事請負契約約款に基づく検査に合格し、区が引き渡しを受けた既済部分に対応する工事請負代金から既に請負者が支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに当該対象工事の工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、当該対象工事の工事請負契約が解除された場合においては、既済部分の検査に合格し、区が引き渡しを受けた既済部分に対応する工事請負代金から既に請負者が支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに当該対象工事の工事請負契約を解除することにより発生する違約金等の区の請求権に

基づく金額を控除した額の全額とする。

4 請負者及び債権譲受人の条件

債権を譲渡し、又は譲受することができる請負者及び債権譲受人は、次の各号のとおりとする。

- (1) 請負者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。
 - イ 中小企業者以外の場合は、当該対象工事の履行に関し、中小企業者に対する支払計画があること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、請負者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、債権を譲渡することはできない。
 - ア 破産した場合
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをした場合
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをした場合
 - エ 会社整理又は特別清算開始の場合
 - オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - カ その他債務の弁済が不可能となった場合
 - キ 過去2年間に工事成績不良による指名停止措置を受けている場合
 - ク 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は勧告措置を受けている場合
 - ケ その他、債権の譲渡を承諾することが不相当であると認められる場合
- (3) 債権譲受人は、株式会社きらぼし銀行とする。

第二 債権の譲渡に係る事務手続等

1 債権の譲渡に関する協議

請負者及び債権譲受人による債権の譲渡に関する協議は、次の各号のとおり行う。

- (1) 提出する書類は、次のとおりとする。
 - ア 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3部
 - イ 「公共工事代金債権信託契約書」の写し 1部
 - ウ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと） 1部
- (2) 書類の提出先は、葛飾区総務部契約管財課（以下「契約担当部署」という。）とし、当該対象工事の履行期限の2週間前までに請負者と債権譲受

人が共同して持参により提出すること（郵送等による提出は認めない。）。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（様式2）を提出することにより単独で提出することができる。

- (3) 請負者及び債権譲受人は、契約担当部署への書類の提出及び受理並びに工事現場への立入り等の際に身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示すること。

2 債権の譲渡の可否決定手続

契約担当部署は、債権の譲渡を承諾又は不承諾とすることについて、次の各号のとおり手続を行う。

- (1) 債権の譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書3部に発注者印及び確定日付印を押印し、請負者と債権譲受人にそれぞれ1部ずつ交付する。
- (2) 債権の譲渡を不承諾とする場合は、不承諾とする理由を記載した債権不承諾通知書を3部作成し、請負者と債権譲受人にそれぞれ1部ずつ交付する。その際、債権譲渡承諾依頼書を除く申請書類を返却するものとする。
- (3) 債権譲渡承諾書又は債権譲渡不承諾書の交付は、申請書類を受理した後、概ね2週間以内に行うものとする。
- (4) 当該対象工事の担当部署への通知は、債権譲渡承諾書の写し又は債権譲渡不承諾書の写しを送付することにより行う。

3 請負代金の請求等

債権の譲渡を承諾した債権の請求等の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 債権譲受人は、工事請負契約約款に定められた検査等の所定の手続を経て工事請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で区に対し工事請負代金の支払を請求することができる。
なお、請負者は、債権の譲渡承諾日以後に区に対して工事請負代金の請求をすることができない。
- (2) 債権譲受人は、工事請負代金の支払を区に対し請求するときは、工事請負代金請求書（様式3）及び債権譲渡承諾書の写しを当該対象工事の担当部署に提出するものとする。
- (3) 当該対象工事の担当部署は、工事請負代金の請求金額を確認の上、工事請負代金の支払手続の際、工事請負代金の支払先を請負者から債権譲受人に変更し処理するものとする。

4 契約変更が生じた場合の取扱

債権の譲渡を承諾した後に工事請負契約の変更により当該対象工事の工事請負代金に変更となった場合の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 請負者は、債権譲受人に対し、工事請負契約の変更の際に区に提出した承

諾書の写しを提出するものとする。

- (2) 請負者及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（様式4）を作成の上、当該対象工事の担当部署に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。
- (3) 工事代金債権計算書（様式4）の提出を受けた当該対象工事の担当部署は、計算書の内容を工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書（様式1）及び契約変更に伴う承諾書の写しにより確認する。また、請負者の印と工事請負契約書の印が同一であるか確認し、誤りがない場合は受理する。
なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れるものとする。

5 契約解除の場合の取扱

債権の譲渡を承諾した後に請負者の倒産又はその他の理由により契約が解除された場合の取り扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 区は、既済部分の検査に合格し、区が引き渡しを受けた既済部分に対応する工事請負代金から既に請負者が支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに工事請負契約を解除することにより発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額を債権の額とし債権譲受人に通知するものとする。
- (2) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（様式5）を作成の上、当該対象工事の担当部署に持参すること（郵送等による提出は認めない）。この場合、請負者の倒産等により連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- (3) 工事代金債権計算書の提出を受けた当該対象工事の担当部署は、計算書の内容を工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書の写し等により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。
なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れるものとする。

第三 債権の譲渡に関するその他事項

1 出来高の確認

債権譲受人が請負者と締結した公共工事代金債権信託契約に基づき工事の出来高を確認する場合の取り扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 出来高を確認するにあたっては、事前に当該対象工事の担当部署に連絡するものとする。
- (2) 債権譲受人から連絡を受けた当該対象工事の担当部署は、工事に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認めるものとする。
- (3) 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際に身分証明書を持参することとし、

区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

2 競争入札における指名選定等に係る留意事項

区は、請負者が債権の譲渡を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取り扱いをしない。

3 その他

この取扱に定めるもののほか、債権の譲渡に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この取扱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、「公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱について」(平成 22 年 2 月 15 日付 21 葛総契第 656 号契約管財課長決裁)は、同日付で廃止する。

付 則

この取扱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この取扱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

(発注者) 葛飾区契約担当者 殿

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(乙) 債権譲受人

所在地

名称

代表者職氏名

担当者 職・氏名

TEL

債権譲渡人（委託者、以下「甲」という。）は、発注者（以下「区」という。）との間で締結された下記工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人（受託者、以下「乙」という。）に、甲と乙との間で締結された令和 年 月 日付信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、工事請負契約約款第 条に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払いにつきましては、後日通知する振込口座にお振込みくださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の請負者の債務は、甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

工事請負契約約款第 条に基づく工事代金債権であって、その範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約約款第 条の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第 条の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 工事名 | _____ |
| (2) 工事場所 | _____ |
| (3) 契約締結日 | 令和 年 月 日 |
| (4) 工期 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| (5) 請負代金額 | 金 _____ 円 |
| (6) 支払済前払金額 | 金 _____ 円 |
| (7) 支払済部分払額 | 金 _____ 円 |
| (8) 債権譲渡額 | 金 _____ 円 |

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)の請負代金額は変更契約後の金額とします。この場合は、甲及び乙は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

2 甲は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。

- 3 甲及び乙は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 甲の下請企業等の保護に関しては、甲が責任を持って行い、区には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 甲及び乙は、本債権譲渡が、甲の当該工事の施工に必要な資金の調達又は甲の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、区が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 6 甲乙間の取引に関し必要な既済部分の確認は、甲及び乙が責任を持って厳正に行います。
- 7 甲及び乙は、工事請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、甲は工事請負契約書の条項等を遵守します。

10 本件に関する乙の連絡先及び担当者

所 属

職 ・ 氏 名

電 話 番 号

(甲) 御中
(乙) 御中

葛飾契第 号
令和 年 月 日

債権譲渡承諾書

上記の譲渡対象債権の譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第 条の規定により承諾します。

なお、本承諾により、工事請負契約に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 乙は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことをしてはならない。
- 発注者が支払う請負代金額は発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 発注者は、債権譲渡後も、甲との協議のみにより、工期の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、乙は発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら甲と乙との間において解決されなければならない。
- 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付印欄	
--------	--

葛飾区契約担当者
発注者

印

委任状

令和 年 月 日

御中

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

1 工事名

2 請負代金額 金 _____ 円

私は、所在地

商号又は名称

代表者職氏名

を代理人と定め、上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限を委任します。

※ 譲渡人がJVの場合は代表構成員の名義で行うものとする。

工事請負代金請求書

令和 年 月 日

(発注者) 葛飾区契約担当者 御中

(債権譲受人)

所在地

名称

代表者職氏名

令和 年 月 日付 葛総契第 号により譲渡を承諾された工事請負代金債権について、
下記のとおり請求します。

記

1 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)
ただし、 _____ 工事の代金

(内 訳)

(1) 請負代金額	金 _____ 円
(2) 前払金受領済額	金 _____ 円
(3) 部分払金受領済額	金 _____ 円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	金 _____ 円
(5) 今回請求額	金 _____ 円

2 _____ 第 _____ 号

3

- (1) 振込希望金融機関名
- (2) 預金種別及び口座番号
- (3) 口座名義
- (4) 請求者の連絡先
住所
電話
FAX

工事代金債権計算書（契約変更用）

令和 年 月 日

(発注者) 葛飾区契約担当者 御中

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

(乙) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担当者)職・氏名

TEL

令和 年 月 日付 葛総契第 号をもって協議を受け、承諾した下記1の
工事の契約変更により、工事代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

1 工事名

2 契約締結日 令和 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 令和 年 月 日

4 契約変更承諾日 令和 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 変更前請負代金額 金 円

(2) 支払済前払金額 金 円

(3) 支払済部分払額 金 円

(4) 変更前債権譲渡額 金 円

(5) 契約変更額 金 (減額の場合は、△表示とする)

(6) 変更後債権譲渡額 金 [令和 年 月 日現在見込額]

$$\{(6) = (1) - (2) - (3) + (5)\}$$

工事代金債権計算書（契約解除用）

令和 年 月 日

（発注者） 葛飾区契約担当者 御中

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(乙) 債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担当者)職・氏名

TEL

下記1の工事に関し、令和 年 月 日付 葛総契第 号に基づく
解除により、工事代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

- 1 工事名 _____
- 2 契約締結日 令和 _____
- 3 債権譲渡承諾日 令和 _____
- 4 契約解除日 令和 _____
- 5 工事代金債権
- | | | |
|---------------------|-------------------------------------|---|
| (1) 請負代金額 | 金 _____ | 円 |
| (2) 支払済前払金額 | 金 _____ | 円 |
| (3) 支払済部分払額 | 金 _____ | 円 |
| (4) 出来高額 (_____ %) | 金 _____ | 円 |
| (5) 契約解除違約金 | 金 _____ | 円 |
| | $((5) = \{(1) - (4)\} \times 10\%)$ | |
| (6) 債権譲渡額 | 金 _____ | 円 |
| | $((6) = (4) - (2) - (3) - (5))$ | |